

# 宮崎県育英資金

～ 貸与型奨学金であなたの学校生活を応援します ～

## 宮崎県育英資金とは

向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的とするものです。

※ 育英資金は、生徒本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後は、返す必要がありますので、保護者と十分話し合ってから申し込んでください。

## 貸与月額一覧

育英資金の種類、学校種別及び通学方法の別に、3つの月額から選択できます。

### 【高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)】

#### 一般育英資金

学校種別	通学方法	貸与月額		
国公立	自宅	18,000円	14,000円	9,000円
	自宅外	23,000円	18,000円	12,000円
私立	自宅	30,000円	23,000円	15,000円
	自宅外	35,000円	27,000円	18,000円

### 【高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)】

#### へき地育英資金

学校種別	通学方法	貸与月額		
国公立	自宅	27,000円	21,000円	14,000円
	自宅外	38,000円	29,000円	19,000円
私立	自宅	34,000円	26,000円	17,000円
	自宅外	45,000円	34,000円	23,000円

### 【大学】

#### 一般育英資金

学校種別	通学方法	貸与月額		
国公立	自宅	44,000円	33,000円	22,000円
	自宅外	50,000円	38,000円	25,000円
私立	自宅	53,000円	40,000円	27,000円
	自宅外	63,000円	48,000円	32,000円

### 【短期大学・専修学校(専門課程)】

#### 一般育英資金

学校種別	通学方法	貸与月額		
国公立	自宅	44,000円	33,000円	22,000円
	自宅外	50,000円	38,000円	25,000円
私立	自宅	52,000円	39,000円	26,000円
	自宅外	59,000円	45,000円	30,000円

育英資金の申込は、在学する学校を通して行います。

育英資金の種類・申込みの要件や、募集期間、返還等については、裏面をご覧ください。

宮崎県育英資金に関するお問合せについては、  
在学する学校又は育英資金室までお願いします。

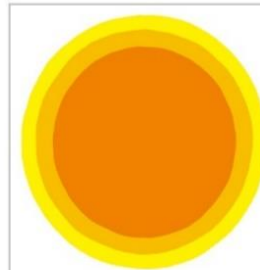
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号

(県庁4号館3階)

宮崎県教育庁財務福利課育英資金室

電話番号：0985-32-4472

※ 募集要項など、県庁ホームページにも掲載しています。



日本の  
ひなた  
宮崎県

## 育英資金の種類 申込みの要件

「一般育英資金」と「へき地育英資金」の2種類があります。  
申込みには、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

一般育英資金	へき地育英資金
本人が、次に掲げる学校のいずれかに在学していること。 ○ 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程） ○ 大学、短期大学、専修学校（専門課程）	本人が、次に掲げる学校のいずれかに在学していること。 ○ 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）
本人の主たる生計維持者が、宮崎県内に居住していること。	本人の主たる生計維持者が、規則で定める宮崎県内のへき地に居住していること。
向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であり、在学する学校の長が推薦すること。 ※ 家計基準や成績基準があります。また、借用に当たっては、連帯保証人2人が必要です。 詳細は、在学している学校又は表面記載の連絡先にお問合せください。	

## 採用の種別 ・募集期間

育英資金の申込みは、在学する学校を通して行います。  
初回の送金は、いずれも、貸与が決定し、借用証書の提出が完了した後になります。

在学採用	予約採用	緊急採用
募集期間：3月から4月下旬頃	募集期間：7月から9月下旬頃	募集期間：随時
在学学生を対象とした採用です。	進学を希望する中学校3年生を対象とした採用です。 ※ 中学校…中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）及び義務教育学校（後期課程）を含みます。	生計維持者の失職・死亡・病気、又は、火災・風水害などによる家計急変等のため、緊急に貸与を必要とする在学学生を対象とした採用です。

## 返還期間 返還猶予

貸与が終了して6か月が経過した後に返還が始まります。  
返還の期間は、貸与を受けた期間の4倍の期間以内（20年を限度）となります。  
返還金は、後輩の生徒達が育英資金を利用する際の貴重な財源となります。  
返還について十分理解し、返還計画を立てた上で活用してください。

- 返還例：一般育英資金高校自宅通学で3年間利用したとき…返還の期間は貸与終了後、12年間以内（18歳で卒業の場合、返還期間は18歳から30歳まで）  
返還方法を月賦とした場合の返還月額 貸与月額18,000円の時 → 4,500円  
貸与月額30,000円の時 → 7,500円
- 進学や病気などにより返還が困難な場合には、返還猶予（返還の先延ばし）の申請ができます。
- 育英資金は無利息ですが、返還の期限までに返還を行わない場合には、年5%の割合で、延滞利息を支払うことになります。また、約束どおりに返還されない場合には、簡易裁判所に対して、貸与総額の一括返還を内容とする支払督促の申立を行い、最終的には強制執行を行うこととしていますので、滞納になる前に早めに相談をしてください。

## 参考～育英資金以外の修学支援制度～

※ 各制度の詳細については、それぞれの制度の実施先へお問合せください。

育英資金の他、下記のような修学支援制度があります。

修学支援制度には貸与型と給付型があり、貸与型の場合、基本的に卒業後返還が必要となりますが、所定の条件を満たせば返還が不要になるものもあります。

【高校・高等専門学校・専修学校高等課程対象】

《給付型》高等学校等就学支援金 ※ 県育英資金と併用できます

《給付型》高等学校等奨学給付金 ※ 県育英資金と併用できます

【大学・短大・専修学校専門課程対象】

《貸与型》《給付型》日本学生支援機構奨学金

※第一種、第二種奨学金（貸与型）は県育英資金と併用できません

《貸与型》公益財団法人宮崎県奨学会奨学資金 ※県育英資金と併用できません

その他、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金など、「桜さく成長応援ガイド」

（宮崎県福祉保健課作成）で紹介していますので、参考にしてください。（電子ブックこちら→）

